

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度吹奏楽講習会企画運営業務委託（その 2）

2 契約の相手方

公益社団法人大阪市音楽団

3 隨意契約理由

公募型プロポーザル方式により、応募事業者からの企画提案書及びプレゼンテーションに基づき審査を実施した結果、上記の者を委託予定事業者として適格として選定した。よって上記業者と特名随意契約を締結するものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当（電話番号 06 - 6539 - 3347）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度吹奏楽合同鑑賞会企画運営業務委託（その 2）

2 契約の相手方

公益社団法人大阪市音楽団

3 随意契約理由

公募型プロポーザル方式により、応募事業者からの企画提案書及びプレゼンテーションに基づき審査を実施した結果、上記の者を委託予定事業者として適格として選定した。よって上記業者と特名随意契約を締結するものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当（電話番号 06 - 6539 - 3347）

随意契約理由書

1 案件名称

「たそがれコンサート 2024」舞台音響・照明業務委託

2 契約の相手方

オフィス TOJIMA

3 隨意契約理由

本業務は、大阪城音楽堂において実施される「たそがれコンサート 2024」の舞台において、音響装置を設置・操作するとともに、照明操作を行うものである。舞台音響・照明操作等を行う事業者が、大阪城音楽堂の指定管理者により指定されているため、上記事業者と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当（電話番号 06-6539-3347）

随意契約理由書

1 案件名称

鶴橋小学校ほか5校の校舎改築に係る拠点管理サーバ移設作業業務委託

2 契約の相手方

西日本電信電話株式会社

3 隨意契約理由

本業務は学校の校舎改築及び校舎移転に伴い、パソコン教室に設置している拠点管理サーバ機器一式を取り外し、それぞれの移設先へ再設置を行い、機器接続試験、動作確認試験及びネットワーク接続試験を実施し、正常に動作することを確認するものである。

移設する機器については、令和3年度大契甲第7006号「教育情報ネットワーク拠点管理サーバ等一式 長期借入」(契約相手方：NTT・TCリース株式会社)により借入・保守契約を行っている機器であり、所有権は借入業者にある。そのため、借入業者が指定する業者以外には本業務の履行が不可能である。

したがって、前記業者より機器の設置・設定業務を指定されている西日本電信電話株式会社以外は行えないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (G4)

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当

学校園ネットワーク基盤グループ

(電話番号 06-6115-8081)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市立学校機械警備業務委託（7ブロック）警備機器にかかるセンサー設置
変更業務委託（その5）

2 契約の相手方

綜合警備保障株式会社

3 隨意契約理由

大阪市立学校機械警備業務委託（7ブロック）については、委託業者綜合警備保障株式会社と令和5年8月31日から令和10年8月31日を履行期間として、機械警備業務委託契約を締結している。

学校からの要望及び校舎建替等の工事に伴い、機械警備にかかるセンサーの設置箇所等に変更の必要があり、センサーの設置変更業務を行う。

本件において、機械警備本業務と警備機器は密接な関係にあり、学校の安全性、保安面を保持することを考慮した場合、同一の学校で異なる警備会社と契約し設置することは不可能であるため、当該業者との随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課

（電話番号 06-6208-9094）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市立小学校、中学校、義務教育学校及び専修学校の産業廃棄物（廃蛍光管・廃乾電池）リサイクル処理業務委託（概算契約）

2 契約相手方

野村興産株式会社

3 特名随意契約理由

本市においては、平成13年10月より資源の有効活用の観点から、水銀などの有用な金属類とガラスなどの貴重な資源が多量に含まれる使用済みの蛍光管等について、それらを適正に処理し再資源化を図ることを目的に、市民に対し回収を呼びかけるとともに、事業者に対しては、リサイクル処理を推進するよう求めているところである。

大阪市立小学校、中学校、義務教育学校及び専修学校から排出される廃蛍光管・廃乾電池についても、前述の本市方針に基づき、市民や事業者への取組みを推進し、啓発する観点からも率先して当該廃棄物のリサイクル処理を実施し再資源化を図る。

廃蛍光管・廃乾電池については、微量ながら水銀が含まれており、リサイクル処理にあたっては、この微量水銀を回収する技術が必要となる。

大阪市内に工場を有しており廃棄物を一括して受入れ、業務実施に必要な資格と能力を有し、自社の管理責任下において確実にリサイクル処理の履行ができる業者は「野村興産株式会社」のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、上記相手方と特名随意契約を締結する。

3 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

4 担当部署

教育委員会 学校運営支援センター学務担当（06-6115-7794）